

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日 時

平成25年3月14日(木)

開会 13時30分

閉会 15時55分

## 2 場 所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、丹保健一委員、牛場まり子委員、清水明委員  
真伏秀樹教育長

欠席者 なし

## 4 出席職員

教育長 真伏秀樹(再掲)

副教育長 小野芳孝、次長(教職員・施設担当) 信田信行

次長(学習支援担当) 白鳥綱重、次長(育成支援・社会教育担当) 野村浩

次長(研修担当) 西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之、教育改革推進監 加藤幸弘、副課長 寺和奈

予算経理課 課長 三井清輝、副課長 高野吉雄

教職員課 課長 木平芳定、副課長 眞崎俊明、副課長 橘泰平

副課長 花岡みどり、主幹 早川巖、主幹 小宮敬徳、主幹 林良充

高校教育課 課長 倉田裕司、副課長 長谷川敦子

小中学校教育課 課長 鈴木 憲、副課長 谷口雅彦、指導主事 森田久

特別支援学校整備推進監 東直也

特別支援教育課 副課長 森井博之、主幹 大井雅博

保健体育課 課長 吉田光徳、主査 奥田隆行

研修指導課長 辻村大智

## 5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第49号 専決処分の承認について(補正予算第9号関係)	原案可決
議案第50号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を 改正する規則案	原案可決
議案第51号 三重県立学校における学校運営協議会を設置 する学校の指定について	原案可決
議案第52号 県立特別支援学校整備第二次実施計画(改定) について	原案可決

## 6 報告題件名

### 件 名

- 報告1 平成24年度三重県教育改革推進会議審議のまとめについて
- 報告2 県立高等学校の活性化について
- 報告3 教員の資質能力向上支援事業の平成24年度実施結果と平成25年度の概要について
- 報告4 体罰に係る実態調査の第1次報告について
- 報告5 技能教育施設の指定内容の変更について
- 報告6 「ふるさと三重かるた」について
- 報告7 第6回美し国三重市町対抗駅伝の結果について

## 7 審議の概要

### ・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（平成25年2月15日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

### ・議事録署名人の氏名

丹保委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

報告2は意思形成過程のため、報告4は個人の特定につながる情報を報告するに至る可能性があるため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第49号から議案第52号を審議し、報告1、報告3及び報告5から報告7の報告を受けたあと、非公開の報告2及び報告4の報告を受ける順番とすることを承認する。

### ・審議事項

#### 議案第49号 専決処分の承認について（補正予算第9号関係）（公開）

（三井予算経理課長説明）

議案第49号 専決処分の承認について（補正予算第9号関係）

平成25年3月4日急施を要したため、別紙のとおり平成24年度三重県一般会計補正予算(第9号)に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。  
平成25年3月14日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成24年度三重県一般会計補正予算(第9号)について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが急施を

要したため三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

今回、専決処分させていただきました補正予算第9号ですが、前回の教育委員会の定例会開催時点では最終補正予算の内容がまだ確定しておらず、その後、確定いたしました。現在開会中の県議会に速やかに上程する必要があったため、専決させていただきましたものです。

次のページをご覧ください。補正予算のうち、教育委員会に関する部分につきまして、知事からの意見照会に対し、原案に同意する旨、3月4日に回答させていただきました。その裏面が照会文書です。

それでは、1ページの歳出補正予算の表をご覧ください。今回の補正予算の内容は、年度末が近づき、決算の額が見えつつありますので、事業ごとに過不足金額を調整するものが主な内容になります。具体的には、人件費の再算定や契約額等の確定等に伴うもので、一番下の合計欄のように1,498,954千円の増額補正を行おうとするものです。

なお、書いてはございませんが、教育委員会を含めまして、県の一般会計全体では、112,603千円の増額補正となっております。

歳出補正の主なものをご紹介します。次の2ページをご覧ください。まず、教育総務費のうち、教職員退職手当です。再算定の結果、2,592,220千円の増額をします。これは、平成24年度における当初予算の退職手当を見込む時期が、平成23年度の退職手当確定前であり、見込みと確定に差が生じたものです。

高等学校等進学支援事業費についてです。これは修学奨学金のことで、当初予算では緊急的な経済変動があった場合にも、要件を満たすもの全員が借り入れられるよう一定枠の予算を確保しており、その精査により131,702千円の減額をします。

人件費についての減額ですが、再算定により小学校費人件費で133,349千円、中学校費人件費で93,924千円、高等学校費人件費で101,654千円、その下の高等学校報酬等、これは非常勤職員分等ですが、70,699千円、その2行下の特別支援学校人件費で42,387千円、特別支援学校報酬等で40,135千円をそれぞれ減額するものです。

高等学校費の学校情報「くものす」ネットワーク事業費ですが、これは契約額の確定により76,000千円減額するものです。

校舎その他建築費は契約額の確定等による34,000千円の減、特別支援学校の施設建築費ですが、同じ理由で44,448千円の減額です。

社会教育費の受託発掘調査事業費についても、契約額の確定等により123,591千円の減額です。

保健体育費の学校保健安全事業費では、32,090千円の増額ですが、増額の主な要因は、当初予算では死亡見舞金1人分28,000千円を計上しておりましたが、昨年10月の鳥羽高校の秋の遠足中に、生徒がくも膜下出血で亡くなり、現在、災害共済給付の審査中で、今年度執行予定です。そこで年度末までに備えて1人分28,000千円を増額しております。

次に、繰越明許費ですが、3ページの表に整理しています。今回の繰越明許費ですが、旧宮川高等学校の校舎解体工事につきまして、工事用車両の進入路に係る地元との調整に日数を要したため、翌年度に繰り越すものです。

最後に、予算の一部をなします債務負担行為です。県立学校における情報教育用のパソコンのリース契約に係る契約ですが、保守リース契約をしている現在の業者が倒産したため、その後を継ぐ新たな事業者と保守リース契約を結ぶために設定するものです。

以上、報告しまして承認を求めるものです。よろしくお願いたします。

#### 【質疑】

委員長

議案第49号ですが、何かございますでしょうか。

丹保委員

2ページの退職手当が増えたというのは、退職する方が予定よりも増えたということですね。

予算経理課長

そうでございます。見込みより増えまして、定年退職は43人、勸奨が39人増えています。

丹保委員

分かりました。

委員町

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。－

#### ・審議事項

#### 議案第50号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（倉田高校教育課長説明）

議案第50号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案  
三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成25年3月14日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが規則案、2ページが規則案要綱、3ページが新旧対照表となっております。改正理由といたしまして、まず、規則案要綱をご覧ください。県立高等学校の学科を改編することに伴いまして、三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する必要がございます。

改正内容については、第2条にかかる別表1の改正となりますので、3ページの新

旧対照表をご覧ください。これによって説明をさせていただきます。

朝明高等学校に新たにふくし科を設置しましたことから、別表1 三重県立朝明高等学校の項中、普通科の下にふくし科を加えます。また、四日市商業高等学校の情報処理科を情報マネジメント科に改編したことから、同じく別表1 三重県立四日市商業高等学校の項中、情報処理科を情報マネジメント科に改めます。

なお、1ページに戻っていただき、附則として、この規則は平成25年4月1日から施行し、四日市商業高等学校情報処理科は、改正後の別表1の規定にかかわらず、この規定の施行の日の前日に在学する者が当該学科に在籍するまでの間、存続するものとするということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

### 【質疑】

委員長

議案第50号はいかがでしょうか。

牛場委員

ふくし科は希望が多かったんですか。

高校教育課長

ふくし科の定数が40名ですが、前期選抜は50%の募集枠でした。これに対して志願者数は60名の志願、競争率は3倍という形でした。また、後期選抜においては、前期選抜の結果、22名が合格ということで、前期選抜の募集定員は18名となっております。この18名の枠の中で志願者数は36名、志願倍率は2倍ということで、前期後期とも高い倍率でした。

なお、四日市商業高校について、同じく前期選抜は40名の募集定員の中、56名の志願者、1.40倍の倍率。後期選抜は36名の募集定員の中、54名、1.50倍の倍率と、いずれの高校においても非常に高い倍率となって、ある程度学科改編による効果は考えられると思います。

委員長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

### 【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。—

### ・審議事項

議案第51号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について  
(公開)

(倉田高校教育課長説明)

議案第51号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について

三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について、別紙のとおり提案する。平成25年3月14日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定については、三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 ページをご覧ください。今回指定を行います学校は三重県立白山高等学校で、指定年月日は平成25年4月1日です。

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則第3条第2項に基づき、申請書が当該高校の校長から提出をされました。同条第1項に基づき指定を行うものです。

白山高校の状況並びにその申請理由について、学校からの申請書に基づき説明をさせていただきますので、2ページの申請書をご覧ください。

当該高校は、昭和34年に設置され、地元の生徒が多く在籍していたことから、地域との連携を教育目標の一つに掲げておりました。平成8年度から3年間、旧文部省の「勤労体験学習総合推進校」の指定を受け、地域の事業所と連携をし職場体験学習に取り組みました。

また、平成19年度から文部科学省の「高等学校におけるキャリア教育の在り方に関する調査研究における推進校」の指定を3年間受け、インターンシップ等のキャリア教育の充実に取り組んできました。このような取組により、「地域連携を基盤とした系統的なキャリア教育」は、同校の教育活動の柱の一つとなっております。

この間、平成13年度から白山中学校、美杉中学校との間で連携型中高一貫教育に取り組み、地域との連携による行事や教育フォーラムの開催等、地域の教育力を活用した取組は一定の成果を上げております。

そして、平成23年度と本年度の2年間、文部科学省の「コミュニティ・スクールの導入に関する調査研究」の指定を受け、学校運営協議会制度の導入についての研究を行い、この制度の活用が今後の学校運営に新たな視点を取り入れられるなど、学校の活性化に有効な手段となることが確認できました。

そこで、系統的なキャリア教育や中高一貫教育で培った成果を取り入れながら、地域との連携をより深めるため、平成25年度より学校運営協議会を設置し、地域に開かれた学校づくりを進めていきたいというのが申請の理由です。

これを受けて、3の「指定理由」ですが、白山高校では、この制度を導入することにより、保護者や地域住民等が学校運営に直接参画することにより、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める効果が期待できるため、白山高校を、学校運営協議会を設置する学校の指定としたいと考えています。

また、4の「委員の選定理由」についてですが、三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則第6条第3項により、校長から委員の推薦があり、同条第1項に基づき任命を行うものです。

3ページに委員名簿がございますのでご覧をいただきますと、推薦された委員は、中高一貫教育推進会議の委員、あるいはインターンシップの受入企業主等、当該高校のこれまでの取組に深くかかわってきた方も多く含まれております。学校運営に関する貴重な意見が期待できることから、委員として任命したいと考えています。

以上が、白山高校から提出された三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定申請です。なお、皆様ご承知のとおり、紀南高校が既に平成19年度から学校運営協議会を設置しております、県内の高校では2校目になります。

お手元にパンフレットがございますが、3ページ、4ページをご覧くださいと、全国の設置校が挙げられておりますが、高校の設置は全国的に見ても千葉に2校、横浜市に1校、岡山市に1校、高知県に1校ということで、紀南高校も含めて現在6校程度という状況です。

白山高校は、これまで取り組んできた地域と連携した系統的なキャリア教育をさらに充実させるため、地域の方々による教育活動への参画が有効な手段であるとともに、そのことが白山高校及び地域の活性化につながるものであると考えています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

### 【質疑】

委員長

議案第51号はいかがでしょう。

丹保委員

委員のメンバーですが、白山高校の関係者がいて、近隣の中学校では白山中学校ですね。この申請の理由を見ますと、美杉中学校というのがありますが、美杉中学校の関係者は、もしないのであれば、何か入れなかった理由等あるんですか。

高校教育課長

まず、発足当初であるということ、それと、現在行っております中高一貫教育の成果を踏まえたところからスタートするということで、まずは現在の学校の組織中心に発足をさせたいということから、地元の中学校の校長に入っただき、美杉中学校の校長先生には、今後のあり方は今後決定していくということで、発足当時については、現在の地元の方を中心という考えから、このような人選になりました。

丹保委員

分かりました。

委員長

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

この前は私も議会に出ています、議員から質問があつて、この学校運営協議会の設置と、今までやってきた連携型中高一貫教育がなくなるのかというようなニュアンスの質問があつたかと思いますが、これについては教育長の答弁の中では、今回、この学校運営協議会を運営していく中で、その成果を踏まえていろいろと考えていくんだということだったかと思いますが、これは地元もそういうお考えということでよろしいのでしょうか。

高校教育課長

はい、そのとおりです。

委員長

それで次のステップに進んでいこうという一つの協議の仕組みとして、今回の学校運営協議会を作っていこうということでよろしいんですかね。分かりました。

何かございますか。よろしいでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。－

・審議事項

議案第52号 県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）について（公開）

議案第52号ですが、井坂特別支援教育課長が県議会常任委員会に出席中のため、代わって私、特別支援学校整備推進監の東が説明をさせていただきます。

（東特別支援学校整備推進監説明）

議案第52号 県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）（案）について

県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）（案）について、別紙のとおり提案する。平成25年3月14日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 県立特別支援学校整備第二次計画（改定）（案）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項第1号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

それでは、改定案について説明をさせていただきます。この改定案については、平成24年11月22日の教育委員会定例会において報告をさせていただきました。

その後、12月10日に開催された教育警察常任委員会における報告、そして、平成25年2月4日に開催された三重県教育改革推進会議全体会の審議を経てとりまとめたものです。前回の定例会の報告から変更した項目についてご説明を申し上げます。

1枚めくっていただき、資料について説明をさせていただきます。資料は「資料1」と「資料2」がございます。「資料1」は、前回から変更した項目について、対比用としてまとめました。「資料2」は、改定案の本冊となっています。本日は「資料1」に基づき説明をさせていただきたいと思っておりますので、「資料1」をご覧ください。

「資料1」の構成ですが、左側から「項目」、そして11月22日定例会での報告内容、そして、右側に修正後の記載内容を表しています。修正箇所は下線を引いて示しています。

それでは、修正内容について説明をさせていただきます。改定案の5ページと6ページにおいては、「第二次実施計画」の期間の取組の地域における課題を書いています。まず、その中の東紀州地域については、これまで平成●年度となっていた部分を、整備年度を示しました。記載後の内容は、「平成28年度内を目途に施設が完成できるよう整備を進めます」としました。6ページには中勢、松阪、南勢志摩地域についての記載です。ここも同様に今まで平成●年度としていた整備年度を、「平成28年度内を目途に施設が完成できるよう整備を進めます」としました。

なお、「開校」ではなく「施設が完成できるよう」という表現をさせていただいたのは、地域の願いに応じてできるだけ早く整備を行い、供用開始をしたいという意味も含めてこのような記述といたしました。

次に8ページは、特定課題への対応の中の寄宿舍のあり方についてです。寄宿舍の

現状について、これまでの経緯を踏まえて記載する必要があると判断をし、「通学方法の充実に努めてきたため、通学困難な子どもたちが減少し、寄宿舎に入舎する児童生徒も減ってきました」としました。また、寄宿舎の統合に向けては、関係者の理解を図りながら、統合方法も含めて慎重に検討を進める必要があることから、寄宿舎を統合するため、そのあり方について検討しますとして、「3校に統合します」という表現から「そのあり方について検討します」と修正させていただきました。

最後に、9ページには新たな課題への対応の草の実リハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなろ学園の一体整備に伴う対応についてです。ここについては、発達支援を継続していくには、医療と教育の連携に加えて、地域の関係機関との連携も重要であるという観点から、「発達支援を継続するには、医療、教育と地域の関係機関との連携が重要であることを踏まえ」と修正いたしました。

また、設置する新たな特別支援学校は、病院の開院にあわせて開校することから、「なお、新しい特別支援学校は、「こども心身発達医療センター（仮称）」の開院にあわせて開校します」といたしました。この開院の時期は、子ども・家庭局から平成29年度と発表されています。

以上が修正箇所です。今後は、この特別支援学校整備第二次実施計画（改定）に基づき整備を進めていきたいと考えています。

以上でございます。よろしく願いいたします。

#### 【質疑】

委員長

議案第52号はいかがでしょうか。

丹保委員

資料の中で「通学方法の充実に努めてきたため」とありますが、これは具体的にはどういうことでしょうか。

特別支援学校整備推進監

スクールバスの増車が一番大きな要因です。

丹保委員

もう1ついいですか。特別支援学校の寄宿舎を5校から3校となっていたのを、今度は3校とか具体的な数字は抜けたわけですが、これはどういう理由ですか。

特別支援学校整備推進監

寄宿舎5校のうち、4校が中勢地区にございます。これまではその4校を2という検討の中で合計3校と考えてきましたが、度会だけは離れておりますので、残りの4校については、2校もあるし、それ以外の組み合わせもあるということで、もう少し総合的にあり方を検討したいということで、あえてここで数を抜かせていただきました。

丹保委員

分かりました。

次長（学習支援担当）

元々教育改革推進会議の中でこの修正をするということで出てきたものです。基本

的にこの計画は26年度までの計画となっておりまして、その年度内に統合の実現は見込みが立たないため、具体的なあり方も含めて、より総合的に検討する必要があるという形での修正とさせていただいております。

委員長

次の計画にはきっちりと乗せていこうという理解でいいわけですね。  
他にいかがでしょうか。

牛場委員

子どもたちの地域や家庭での生活を重視したということで、就学困難な子どもたちが減少したという文章は、その児童生徒が減ってきたのは良いことなんですかね。やはり家庭生活ということを重視して、温かい家庭で生活ができるという良い方向で結果が出てきたということで解釈をさせていただいていいんですか。

委員長

そのところはどうぞでしょう。

特別支援学校整備推進監

基本的にはそのような考えでおります。今までは家から通いたくても通学手段がないので、幼少のころから親と離れて寄宿舎にという子どもたちもいたのが事実ですので、通学環境を充実することによって、そのような現状が解消されてきたととらえていますので、総体的には良いことであると考えております。

清水委員

現状で5つの学校で寄宿舎を使っているところ、使っていないところはあるんでしょうか。

委員長

5つの学校でということですね。

特別支援学校整備推進監

5校に寄宿舎を設置はしているんですが、設置している学校は、すべて寄宿舎生は年間5名6名の学校から20名の学校まで様々ですが、5校とも運営をさせていただいております。

委員長

他、いかがでしょうか。先ほどお話がありましたが、中勢、松阪、南勢志摩地域のところで「開校できるように」という言い方を、「施設が完成できるように」と変えられたという話がありました。そして、それは供用開始をしたいということで文言を変えたんだということですが、具体的に何かそれによって変わることはあるんですか。例えば「平成28年度を目途に開校できるように」というよりも、「平成28年度内をめどに施設が完成できるように」のほうが、年度の途中で開校することもあり得るということですか。

特別支援学校整備推進監

ご指摘の内容ですが、特に東紀州は、今委員長がおっしゃったようなことも視野に入れております。というのは新しい学校ではありませんので、幸いにも早く施設が完成したら、その年度に移転、供用開始となります。新しい学校をつくる場合、若干それは厳しくて年度の節目になり得るかと思いますが、そういうことも努力目標という

形で、このような記載にさせていただきました。

委員長

ということではありますが、いかがでしょう。

この2年間、私たち、いろんなところの特別支援学校を見学に行きました。さっき地図を見ていて、ここも行ったな、ここも行ったなという形で、ただ、それでも全般に言えるのは、特に印象に残っているのは、桑名の特別支援学校はまた増設をしていかなければいけない状況にある。それから、緑ヶ丘、草の実といったところは、ここに書いてあるように、こども心身発達医療センターの一体整備で特別支援学校として整備されていく。それから、三重中京大学の校地の一部が、松阪での特別支援学校の整備につながっていくという形で充実されていく形の中でいうと、若干気になるのが盲学校を見学させていただいたときの施設の古さはすごく気になったのは、この図面を見てて思いまして、そこもちろん新設も必要だし、寄宿舎をどうしていくかということはずごく大きいことではと思うのですが、既存の特別支援の学校の施設の維持も重要なんじゃないかと思っております。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。

#### ・審議事項

#### 報告1 平成24年度三重県教育改革推進会議審議のまとめについて (公開)

(荒木教育総務課長説明)

報告1 平成24年度三重県教育改革推進会議審議のまとめについて

平成24年度三重県教育改革推進会議審議のまとめについて、別紙のとおり報告する。平成25年3月14日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長。

申し訳ございませんが、詳細の説明は担当推進監からいたします。

(加藤教育改革推進監)

それでは、別紙の「審議のまとめ」の冊子をご覧ください。目次ですが、目次1から順序で、「2 審議のテーマについて」、ここで今年度の教育改革推進会議、2つのテーマ、「(1) 教員の資質の向上について」、「(2) 県立特別支援学校整備第二次実施計画の改定」と「県立高等学校活性化計画(仮称)の策定について」、この2つのテーマでご審議いただきました。

このうち、(1)の「教員の資質の向上について」は、こちらの定例会では11月22日に途中の経過状況について報告させていただいたものです。

(2)の2つの計画については、目次の一番下のところに別冊1、別冊2、本日は付けていませんが、別冊1は、先ほどご審議いただきました特別支援学校に関する計画です。別冊2は、前回2月15日でパブリックコメントの状況を報告させていただき、今後、県議会での報告を経て、3月25日の定例会で議案として出させていただきます、その後に最終的には添付をさせていただき、公表していきたいと考えています。ということで、本日の中身のほとんどは、教員の資質の向上に係る内容となっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、1ページの2の「審議のテーマについて」の下のほうの「(1) 教員の資質の向上について」ですが、2ページの6行目の段落が変わっているところですが、このテーマの内容は、大きく大学段階での「養成」、それから「採用」試験及びその後、それから、教員になってからの「研修・人材育成」、この3つの柱からなるわけですが、今回推進会議でのご意見をいただいた大半は、3つ目の「研修・人材育成」に係るものでした。

また、委員からは、教員一人ひとりの授業力の向上が、現場で起こる様々な課題への対応力の向上につながるというご意見をいただきまして、まずは教員の授業力の向上という観点に絞って今回、審議されたということです。

一方、(2)の2つの計画については、様々な課題への対応ということで審議をいただきました。これが審議テーマの選定の経緯です。

2ページの下「3 審議のテーマに係る主な意見について」、委員からいただきました様々なご意見については、後のほうのまとめのところにほとんど反映しておりますので、そちらで説明させていただければと思います。

4ページの4の「教員に求められる資質について」ですが、こちらは三重県教育ビジョンにございます4つほどの教員に求められる資質、教員には責務を自覚したゆみない研鑽に努めうんぬん以降4点ですが、これはビジョンの文言そのままを確認したということです。4ページ下のほう、「現状と課題」、内容的には5ページの「(1) 学校組織・管理職関係」に関係する現状と課題ですが、①今後10年間に、多数の経験豊かな教員が退職することから、中堅・中核教員を計画的に育成することが望まれるというような課題。また、②学校現場に余裕が少なくなっていること等により、教員間で互いの力を高め合う「育てる文化」が薄れ、組織が一体となった取組が減少している。また、⑥管理職が中心となってOJTを推進する必要がある、現場で育てる必要があるというような課題について確認がされました。

「(2) 教員個人の資質向上関係」では、①社会の変化に伴い、教員に求められる資質・能力の幅が拡大している。②学校現場に余裕が少なくなっていること等により、教員が学校を離れて集合研修を受講することが難しくなっている。などの課題が確認されました。

また、6ページの(3)の「その他」の課題では、③教員の資質の向上にあたっては、県教育委員会が実現しようとする目標を立てたうえで、目標達成を図る視点から、研修等のあり方をしっかりと位置づけることが必要である。ということで、授業力の向上を一つ中核的なテーマに持っていこうとなった流れです。

引き続き、6ページの6の「授業力の向上を図るための基本的な考え方について」は、6ページ一番下の枠囲みに丸3つの記述となりました。1つ目、「○ 子どもたちの主体的に学び行動する意欲を育むため、学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる授業の創造に向け、授業力の向上を図る。」2つ目、「○ 県総合教育センター等での集合型研修中心から、学校・地域での研修への重視へと転換を図る。」3つ目、「○ OJTの活性化、校内研修体制の確立に向けた学校支援の充実を図る。」この3点を基本的な考え方として押さえることになりました。

7ページ以降は、「重点的な取組事項」ということで、こちらの「具体的方策」以

下の内容については、11月22日の報告で説明させていただいたことと项目的には全く変わっておりません。一部項目の中の文言修正、また、内容の肉付け的なことが入ってきております。

項目等のみで恐縮ですが、「(1)子どもたちが学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる授業力の向上」のための具体的方策としては、「①新学習指導要領に即した授業改善モデルの開発及び活用促進」、主に小中学校ですが、学習指導要領が新しくなりましたので、その趣旨、内容を踏まえた教科ごとの授業改善モデルを開発して普及していく必要があるだろうということです。

7ページの下②の「指導主事・学力向上アドバイザー・授業改善アドバイザー」、こういった県教育委員会にいるスタッフが学校現場にどんどん訪問していくという必要性、主に小中学校ですが、こういったことです。

8ページの③の「高等学校」ですが、学校ごとに課題が大きく異なるという特徴がありますので、その特性に応じて学校現場を中心に基礎的な学習内容の定着が充実すべき学校においてはそのような内容、発展的な学力の育成が重視すべき学校においては、そういった内容を、また、職業教育についてはそのような内容ということで、それぞれ指導力の向上を図る必要があるだろうということでまとまりました。

9ページ「(2)管理職のマネジメントによるOJTの活性化・校内研修体制の確立」ということで、管理職のマネジメント力により、学校におけるOJT、また、授業研究を中心とした校内での研修体制の確立を更に図っていく必要があるということで、①は校長・教頭の新任管理職研修です。ここの内容を教員の指導力、また授業力の向上に直結するものとして改善、充実していく必要があるだろうということです。

また、②は、管理職を対象として校内研修、それぞれの学校の中での研修を活性化するためのマネジメントの研修をやっていくということで、校長、教頭等を対象にしていきます。

③は、「教職員育成支援システム」を試行しており、これは校長と各教員が期首面談、中間面談、期末面談をしていく場においても、授業力の向上をしっかりとテーマにしてやっていく必要があるだろうということです。

10ページ「(3)教員一人ひとりが授業実践の基礎・基本を身につけるため支援の充実」、これは若手を中心とした基礎・基本的な指導内容、授業力です。①の「ア)」、「イ)」、「ウ)」は、それぞれ「ア)」が初任者研修、「イ)」が経験5年研修、「ウ)」が経験10年研修ですが、「ア)」の初任者研修は、現行、校外研修を1年間25日間及び校内研修を1年間300時間ということでやっておりますが、1年目の校外研修の日数を見直す、できるだけ現場に新任教員がいられるようにということで、新たに2年目以降にその分の研修を実施していくということについて、特に2年目については、広い社会的な体験をする社会体験研修を入れることも含めて見直しをしていく必要があるであろうということです。また、「イ)」の5年研修については、授業実践研修をしっかりしていく。「ウ)」の10年研修についても、現行の校外研修、10日間やっていますが、この中に一定期間の社会体験研修を入れていくことを考えていく必要があるだろうということです。

10ページの下②の「学校における授業実践研修」ですが、これは教職経験の異

なる教員、基本的に初任者、5年、10年のそれぞれの経験者が、教科別の初任者5年10年という教科別の班を構成し、授業公開及び事後協議を行う。相互に学び合うということですが、ここに11ページの上の県総合教育センターの研修主事がどんどん入って行って、助言をしっかりとしていく必要があるであろうということです。

また、③は、指導に不安や課題がある若手教諭に対するフォローアップ研修も実施していく必要があるということです。

11ページ真ん中以下は、「(4)中堅・中核教員の育成」です。「①学校・地域での教科等研修、今日的教育課題対応研修の実施」ですが、現在は県の総合教育センターで実施しております教科等研修や、こういった研修について市町等教育委員会と役割分担や連携を行って、できるだけ学校、各地域、できるだけ学校に近いところで実施をしていくということで、今後、市町等とも調整をしていく必要があるということです。

12ページ②の「教員免許状更新講習」ですが、取得後10年ごとに更新をしていく、大学等で講習が行われるわけですが、こういった講習内容の充実について県教育委員会から実施機関である関係大学に働きかけをしっかりとしていく必要があるであろうということです。

また、③の校内での授業研究担当者、先ほどは管理職が中心に授業研究を校内で行っていく活性化でしたが、こちらは一般の教員の中で学校の中で企画運営できる教員を育成していくための研修を実施していくということです。

「④円滑な学校運営体制の確保」ということで、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、学校教育法の改正で設置が可能となってまいりました「主幹教諭」、  
「指導教諭」の配置について、今後検討していくという記述です。

最後の「(5)すべての学校への研修成果等の普及」ということで、①は実践推進校での取組を周辺の学校や県内の全域にしっかりと普及をしていく取組です。

13ページの②は、インターネットを用いて様々な研修等の成果を県教育委員会が一元管理をして学校に提供していく。また、③は、総合教育センター等で行う研修について、事後アンケートやフォローアンケートをしっかりとやっていくということでご提言をまとめていただいて報告を受けたという状況です。

今回は「人材育成・研修」中心でしたが、大学での養成段階、あるいは教員採用も含めて人材育成のあり方について、今後、教育委員会として指針等にまとめる方向で検討を進めるべきだということもいただいております。

これに先ほど冒頭の2つの計画、特別支援学校と県立学校に関する計画を、最終的には付けて審議のまとめとしていきたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します。

## 【質疑】

委員長

報告1ですが、これについていかがでしょうか。

まだ私自身、先生方の研修の部分についてよく知らないことが多いんですが、今のペーパーを拝見してますと、基本的にオンザジョブトレーニングが多くなるという理

解でいいんですか。

そうなる、私自身は公務員の研修なんかで、よく研修所でしゃべることがあって、研修所でオフザジョブでやることの意味は、そこで業務からいったん離れて、それで、いろんな組織の悩みなどをお互い交流することに意味があるというオフザジョブの効用を説いたりしますが、そういう機会は先生方の場合には、現状もそういう宿泊型の研修をやるだけの余裕はあるんですか。

そして、それは今後、校内研修を増やしていくと、そちらが若干減っていくという認識でいいんでしょうか。その2点をお伺いしたいのですが。

#### 研修指導課長

集合研修の数自体は劇的に減らしてということではなく、集合研修は集合研修の良さがありますので、今後、教員がどこで育つかというあたりをしっかりと考えて、現場で育つ、特に初任者の教員は、現場でいろいろな学校のそれぞれの状況に応じて身につけていく力があると思いますが、そういったことを重視しつつ、より市町教育委員会との連携を深めながら、現場もしくは学校の近隣の校区内での研修の機会を増やして充実をさせていこうということです。特に初任者の研修については基本的に文部科学省のガイドラインに従ってメニューを立てておるわけですが、それを踏まえつつ、中身を精査していく中で、それぞれの状況に応じた形、特に学校現場をしっかりと、今言いましたOJTを機能させていくことを念頭に置きながら、それぞれの市町教育委員会や学校現場と連携を深めながらやっていこうという趣旨でございます。

#### 委員長

ありがとうございます。報告1については何かございますでしょうか。

#### 清水委員

志摩の小学校を見させていただいた時に、自分の学校でしっかり務まる教員を育てるという意識があり、現場で育てて、それを子どもたちに戻すというようなしっかりした意志を持って校長先生、教頭先生はお話されておりました。うちで務まらん先生はいないですと、どこの学校へ行っても務めるという自信を持って学校をマネジメントされているようでした。

それも学校ごとに、また市教委の規模によって温度差がある。三重県は南北に長いので教育のあり方も違うのかなということで、何か一括で県教委から市町教委に落としたとしても、市教委なり郡なりの地域や、その大きさによって落ち方が違ってくる、温度差が出てくるということがあります。大きい規模のところは任せといってもいいであらうとは思いますが。

しかし小さい規模のところは、このくくりを変えてみるとかいうのも提案しながら、そこで教科研修がそこではできなくなってきたとかいうところを、もう少し大きいくくりでできるようにとか、地域よっての適合性も判断しながら、その現場を大切にしていっていただけるようでありまして、この内容について一生懸命考えていただいたようなのでいいかなとは思っております。今回のまとめについては、県としてはこういう思いもあるということが全県に落ちればいいかなと思っておりました。

#### 次長（研修担当）

清水委員がおっしゃっていただきましたが、実は県内29市町ありますが、この中

には教育研究所を市町教育委員会独自で持っているところもあれば、そういうのが無い地域もございます。県内の実態はバラバラでして、県教育委員会として11ページに4の①に書かせていただきましたが、市町等教育委員会との役割分担や連携をしっかりとさせていただき、任せられるところは任せながら、でも、私どもが支援をさせていただかなければならないところには、こちらから出向かせていただくなどの方法を取らせていただいて支援をさせていただき、県全体としての教員の資質向上につながるような取組を進めていきたいと、今回特に書かせていただいております。

#### 委員長

それはぜひお願いしたいところですね。小さな町の教育委員会の方とお話しすると、本当に限られた人数でやっていらっしゃるから、そこが例えば研修をとられたときに対応できるのかなと思わざるを得ないですから、そういうところもあれば、大きな市で教育研究所でガンガンやっているところもあるというのを、足らざるところを引き上げるところに県の補完の意味があるわけですから、そこはぜひお願いしたいと思います。

いかがでしょうか、何かございますでしょうか。

#### 牛場委員

田舎のほうへ行きますと、今の時代、離婚して地元へ帰ってくる人が多くなっている中で、その学校の長くおられる先生は、おじいちゃんおばあちゃん、両親の顔も全部知ってるから、なんとかこの子どもに学力を付けさせたいという思いで、お昼休みでも子どもに勉強を教えたり、そういう温かい、また、都市部は都市部のやり方があるんですが、やはり田舎でそういう子どもが育つと、中学校へ行って成績がどんどん伸びると先生がおっしゃっていましたので、そういうところも見守ってやっていただきたいと思いますが。

#### 委員長

そうですね。志摩の小学校を見せていただいたのは、本当にすごく勉強になりましたね。

#### 丹保委員

全体的にこういう方向でやっていただきたいと思っているんですが、よく問題になるのは、例えば、初任者研修とかいろんな研修のときに、ここにも書いてありますが、先生が現場を離れるんですね。そうすると、子どもたちは誰が面倒を見るかという問題が起こりますね。校長先生とか教頭先生とかするんでしょうが、場合によっては面倒を見る人がいなくなったりという問題がよく起こっているようなんですね。そういうところを今回はなるべく校内研修的なものを増やして、学校から出て行く先生たちを少し減らすという方向ですので、それは非常にいいんじゃないかと思います。特に遠いところは大変ですよ。三重県は広いので、そういう面も細かく考慮してあげるといいんじゃないかと思いますので、これは方向として私は賛成です。

#### 委員長

他にいかがでしょうか。ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告3 教員の資質能力向上支援事業の平成24年度実施結果と平成25年度の概要について（公開）

（木平教職員課長説明）

報告3 教員の資質能力向上支援事業の平成24年度実施結果と平成25年度の概要について

教員の資質能力向上支援事業の平成24年度実施結果と平成25年度の概要について、別紙のとおり報告する。平成25年3月14日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1 ページをご覧ください。内容の説明をさせていただきます前に、この事業の取組概要についてご説明させていただきます。

平成15年度から指導力不足教員として指導力向上を支援する研修を実施しております。平成19年には教育公務員特例法が改正されまして、法定の研修の一つとして位置づけられて、指導が不適切である教員という形で認定をした教員に対する研修支援等を行ってきているところです。学習指導や生徒指導面等々についての観点項目について具体事例を示し、ガイドブック等で示しながら各学校で該当しそうな教員に対しては、校長等が、あらかじめ指導をしながら、記録も付け、一方でなかなか改善が見られないという状況に至った場合には、市町教育委員会等からの報告を受け、県教育委員会で認定をさせていただくということで実施しております。その後、1年間、総合教育センターを中心に研修を積んでいただいて、また、1年間の状況を見てその措置を決定するというのが主なものです。

2番の内容を見ていただきますと、平成24年度の実施結果ということで、平成24年度に指導改善研修を受講した教員は2名ございました。1年間、研修に取り組んだ後の措置について、2月7日に「三重県指導改善研修審査委員会」、委員長は坪井弁護士ですが、あと、学識経験者の方、中学校、高校、小学校の各校長、PTAの代表の方等で構成されます審査委員会でご審議をいただくことになっています。

その意見をもとに、2月8日に、事務局に置いております判定委員会において2名の方について審議をいたしました。その結果、うち1名は、指導が不適切である教員の認定を解除し、1年間、経過観察を伴う勤務に復帰させるという決定をいたしました。あと1名の方は、指導が不適切である教員の認定を解除せず、校外指導改善研修の期間を延長する旨の決定をいたしました。

それから、昨年度の研修の途中で病気休暇に入って、その後、引き続き病気休職という職員が1名いますが、復職した後は再び指導改善研修を受講するとしております。

「(2)平成25年度の概要」ですが、対象となる教員として市教育委員会から2名の報告がありました。これについても1月29日に「三重県指導改善研修審査委員会」を開催させていただき、ご審議をいただきました。その意見をもとに、2名とも指導が不適切である教員に認定し、校外指導改善研修を受講させる決定をいたしました。小学校1名、中学校1名です。

今後の対応としては、現場復帰と決定した1名について該当の市教育委員会、復帰する学校の校長とも連携して円滑な復帰を支援したいということと、復帰後も引き続

き資質能力の向上に努めるよう指導をしていく予定です。

それから、期間を延長した1名については、個別の研修計画がありますので、成果を得られるよう指導していきたいと考えています。

平成25年度に指導が不適切である教員に認定した2名は、個々の教員の課題に応じた研修プログラムを作成のうえ、4月から平成26年3月までの1年間、総合教育センターにおいて校外指導改善研修を実施します。

## 【質疑】

委員長

報告3についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

## ・審議事項

### 報告5 技能教育施設の指定内容の変更について（公開）

（倉田高校教育課長説明）

報告5 技能教育施設の指定内容の変更について

技能教育施設の内容変更について、別紙のとおり報告する。平成25年3月14日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長。

まず、2ページをご覧ください。技能連携制度について、まずご説明させていただきます。この制度は、高等学校の定時制または通信制の課程に在学する生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設、これが指定の教育施設と呼ばれるものですが、そこで教育を受ける場合、その施設で受けた学習を高等学校の教科の一部の履修とみなすことができるという制度です。

3ページをご覧くださいますと、現在、三重県では表にあります「学校法人古川学園中部ライテックビジネス専門学校」、「中部調理製菓専門学校」、「学校法人三重徳風学園三重高等商業専修学校」の3校が技能教育施設の指定を受けており、連携の高校は表のとおりとなっております。

2ページへ戻っていただき、学校教育法施行令第4章第34条第2項に、指定技能教育施設の設置者は、連携科目等の追加、変更又は廃止をしようとするときは、施設指定教育委員会に対し、指定の変更、指定の解除を申請しなければならないと定められております。このことに基づき、指定技能教育施設の設置者から指定希望科目の変更申請を受理しましたので報告をいたします。

1ページに戻っていただき、平成25年4月1日から学習指導要領が変更されることに伴い、指定希望科目の追加申請が、学校法人三重徳風学園三重工等商業専修学校より、表のとおり「商品開発」以下2科目、学校法人古川学園中部ライテックビジネス専門学校より、「子どもの発達と保育」以下9科目ありまして、受理しました。

なお、中部調理製菓専門学校は、平成25年度入学生から募集停止となっておりますので、変更の申請は提出をされておられません。

以上でございます。よろしく願いいたします。

【質疑】

委員長

報告5はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これは追加するというんだから、まだ他にもいろいろと科目としてはあるということ  
でいいんですよね。

高校教育課長

はい、そのとおりです。

委員長

そういうことなんですね。分かりました。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告6 「ふるさと三重かるた」について（公開）

（鈴木小中学校教育課長説明）

報告6 「ふるさと三重かるた」について

「ふるさと三重かるた」について、別紙のとおり報告する。平成25年3月14日提出  
三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長。

資料1ページをご覧ください。まず、概要について説明させていただきます。県教育  
委員会では、平成22年度に中学生用の郷土教育教材「三重の文化」郷土の文化編  
を作成し、その活用を推進しているところです。この取組に加え、郷土に関する興味・  
関心を高め、三重県のよさを発信できる力を就学前から小学校、中学校の子どもたち  
に一貫して育成するため、今年度から来年度までの2年間で「ふるさと三重かるた」  
の作成を進めているところです。本日は本年度の取組状況について報告をいたします。

目的としては、1ページの2にありますように、主に4点ございます。1つ目は、  
幼稚園段階からの郷土教育の推進です。2つ目は、かるたの活用と教材「三重の文化」  
の活用等を一体的に行う郷土教育の推進です。3つ目は、かるたの句の作成・活用を  
通じた郷土教育の推進です。今年度は句の作成を行いました。小中学校の児童生徒  
を対象として句の募集を行いました。4つ目が、かるたの活用をとおした言語活動の  
充実です。

次に、内容についてですが、対象は、幼稚園、小学校、中学校の幼児・児童・生徒  
としております。配付規模ですが、公立小中学校及び公立幼稚園等に合計7,700セ  
ット、幼稚園は1園あたり園児6～7人に1セットずつ。小中学校は、1校あたり1  
つの学年の児童生徒6人に1セットずつの配付を予定しています。仕様は、枚数は五  
十音より44枚とします。句の音数ですが、12音(7・5)を基本とします。読み札  
は、5ページ(別紙1)をご覧ください。表面には読み句を、裏面には題材の解説文  
や所在市町をマークした三重県地図、さらに教材「三重の文化」の記述等も入れる予  
定です。また、取り札は、表面に読み句に応じた絵を、裏面に題材名を入れて、表裏  
どちらを用いてもかるた遊びができるようにいたします。

この取り札の絵の作成については、来年度の取組となります。

2ページにお戻りください。平成24年度は、(4)にお示ししたとおり、読み札、読み句の作成を進めてまいりました。まず、①にありますように、9名の委員で構成する制作委員会を開催し、制作方法等に関して幅広くご意見をいただきました。

その結果、②の「制作方法」ですが、教材「三重の文化」の中から、かるたの枚数に合わせた44題材を選定する。それから、44枚の内、29題材については、1市町につき1題材を市町教育委員会と相談のうえ選定する。残りの15題材については、三重県の特色を表す題材を制作委員会で選定する。それから、読み句は県内の小中学校の児童生徒から公募することなどの基本的方針を、この制作委員会で決定をしました。

そこで、県内の小中学校を対象に昨年7月から9月にかけて句の募集をさせていただいたところ、県内のすべての市町からの応募がありました。応募状況は、7ページの別紙3をご覧ください。一番下の表をご覧ください。応募いただいた学校が147校、応募人数が12,400人、応募作品数が21,612句で、この中から44句を選定いたしました。同一句がございましたので、47人の句を選定したことになります。選定いたしました句は、6ページの別紙2のとおりです。

いくつかの句を紹介させていただきます。教育長のお名前をお借りし、「まぶし」で紹介させていただきます。「ま」をご覧ください。「馬越峠の石畳」、これは小学校3年生の作品です。「ふ」、「船で漂流ロシアまで」、これは小学校6年生です。

「し」、「潮騒かおる鳥羽の島」、中学校1年生、こういうようにいずれも小中学生が考えた非常に美しい、すばらしい句となっています。その他にも、例えば、「お」のところで行きますと、「鬼もおどろく大花火」ということで、熊野大花火というような句があったり、非常に子どもらしいといえますか、純粋なすばらしい句が集まりました。

それから、8ページが、それぞれの句の学校名と学年を一覧表にしたものです。1番から29番までが、先ほど申し上げたように各市町と相談して、教材「三重の文化」から29題材を設定したもので、30番～44番までが制作委員会で三重県らしい題材を「三重の文化」からさらに選んだものとなっています。

それから、4ページをご覧ください。句の漢字表記についてですが、原則として応募原文を基本とし、すべての漢字に振り仮名を付けます。ただし、応募原文ではひらがなであったものを漢字に直したものもあります。そこに記載したとおりです。

また、今回のかるたの作成の参考モデルの一つとして、「上毛かるた」という非常に有名なものがございまして、この「上毛かるた」は、昭和22年に発行された郷土かるたです。群馬県では毎年1月に小中学生が参加して予選大会が開催され、2月に開催される県競技大会への出場を目指しています。そのため、子ども時代を群馬県内で過ごした人は、このかるたの読み札をほぼ暗記していると聞いております。

3ページをご覧ください。(5)の平成25年度についてですが、取り札の制作に取り組むとともに、平成26年2月の配付へ向けて準備を進めてまいります。取り札の制作については、読み句に応じた取り札へとなるよう、現在検討中です。

今後、かるたの活用促進を図るとともに、教材「三重の文化」を活用した授業づくりを一層推進することにより、子どもたちの郷土に対する興味・関心を高め、三重県

のよさを発信できる力を育成してまいりたいと考えています。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【質疑】

委員長

報告6はいかがでしょうか。

牛場委員

すばらしいですね。子どもたちに郷土に興味を持ってもらって、郷土へ戻ってもらうということができそうですね。

委員長

それが上毛かるたみたいになればいいですよ。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いつも思うんだけど、この教材は県内の公立各幼稚園、各小中学校に配付ですね。私立は除外されるわけですか。

小中学校教育課長

予算の関係もございまして、今現在はご説明申し上げたとおり公立の学校を対象としていますが、今後、要望がもしあれば、たくさんは配れないと思いますが、検討してまいりたいと思います。

委員長

私立は三重の文化を知らなくていいのかと思うんですね、こういうときに。いつも思います。それが一つ。

これはたまたまですが、昨日の夜、愛知県の碧南市に行っていて、カウンターで資料を見ていたら、男女共同参画俳句の募集というのをやっていて、99句選んでいるわけです。残りの1句は白紙になっていて、そこに自分の句を書いて100句で句集が完成するというようなのが碧南の男女共同参画句集という形で出版されていて、それを見たばかりだったので、これなんかは遊び心的に、6人でやるんだったら、6つぐらい白い札を入れておいて、自分の三重の良いところを書いて、それが絵にはならないだろうけど、それが自分のオリジナルだと。それを例えば、「は」なら「は」を差し替える形で遊べるみたいな白い札があるというのも楽しいかなと思っていて、そういうのも本当フラッシュアイデアですが、活用方法でもしも参考になれば検討してみてください。

小中学校教育課長

先ほどいただいたご意見の、なるべくたくさんの方の方に活用していただきたいということがありますので、例えば、現物は配れなかったとしても、ウェブ上に掲載をしたり、三重県の県大会を開いたり、あるいは、これはまだ研究中ですが、簡単なインターネット上の句と絵が結びつくようなゲームみたいなものを考えたり、あるいは、各小中学校にもカレンダーでそういう句と絵が掲載されて、周知がなるべくたくさん子どもたちにも知ってもらおう。様々、課の中でもアイデアを今出しております。

#### 牛場委員

小学校なんかでも郷土のことをもっと知ろうというので、社会の授業か何かで近所を子どもたちが回ったり、子どもが、小さいことなんです、蓮台寺柿が有名だということで、全国から注文をこの近所でいただいているという、この近所は名前がパーシモンというのは柿のことだよって1年生の子が言ったので、すごいなと思って。小さいことですが、やっぱりそんなのでもかるたになりますよね。だから、そういう想像を郷土を見学させて引き出すのも良いことだと思いますね。

#### 委員長

そうですね。そういう札が、例えば僕の話で言うと、例で置き換えてやってみるとか、そんなのがあったら楽しいなと思いますね。

いかがでしょう。よろしいですか。

#### 丹保委員

この句、すばらしいね。「鬼もおどろく大花火」なんていいね、これ。全部韻を踏んでいるんですね。最初の「お」から来ているでしょう。考えてもなかなか作れない。

#### 委員長

そう言われれば、そうですね。

#### 清水委員

一回で覚えられるかもわかりませんね、こういうものがあると。

—全委員が本報告を了承する。—

### ・審議事項

#### 報告7 「第6回美し国三重市町対抗駅伝」の結果について（公開）

（吉田保健体育課長説明）

報告7 「第6回美し国三重市村対抗駅伝」の結果について

「第6回美し国三重市村対抗駅伝」の結果について、別紙のとおり報告する。平成25年3月14日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

『「第6回美し国三重市町対抗駅伝」の結果について』というのをご覧ください。2月17日に全市町参加のもと、県庁前から県営総合競技場陸上競技場の42.195km10区間で、市町対抗駅伝が開催されました。

当日は、寒い中、委員の皆さんには直接応援をいただきありがとうございました。大会当日ですが、ご承知のように沿道の多くの人々の声援に加え、市町交流市場、そして、ゲストにはスポーツジャーナリストの増田明美さんをお迎えして大いに大会が盛り上がりました。

応援者の数は、コース沿道応援者は約12万5千人、そして、県営総合競技場、その周辺の応援者は約2万5千人、合わせて15万人ということで、昨年度より5千人ほど増えております。

そして、競技ですが、市の部の優勝は津市、津市は3年ぶり、2回目の優勝です。2位以下はご覧のとおりです。町の部の優勝は菰野町、菰野町は大会新記録で5回目の優勝、2位以下はご覧のとおりです。総合で優勝が津市、2位が桑名市、3位が鈴

鹿市です。なお、タイムは、報告書がそちらに行っていると思いますが、その7ページにそれぞれのタイムを載せているとおりです。

続きまして、敢闘賞は、前年度よりタイムが伸びたチームということで、入賞チームを除く市町の部上位3チームです。これについても7ページの左側の表にありますように、黒丸のところがそこに該当する市町です。市の部は鳥羽市、尾鷲市、町の部では南伊勢町、木曾岬町、大紀町となります。

(4)の交流市場は、今年度は60ブース、昨年度50ブースよりも10ブース増えました。

今回の大会ですが、新たに今年度はオープン参加のチームが鈴鹿、津、松阪、伊勢の4市からございました。そして、友好レースは前回までは小学校のみでしたが、今年度からは小・中学生に拡大をしました。そして、タスキは伊賀の組み紐、第3回からです。記念品は尾鷲ひのきの箸が採用されております。

それから、増田明美さんをゲストにトークイベント等もございました。その辺が今回の新たな取組として行われました。

#### 【質疑】

委員長

報告7はいかがでしょうか。

丹保委員

オープン参加というのは、希望があれば出せるんですか。

保健体育課長

各市町で最大1チームということで、希望があれば出すことができます。

丹保委員

これは偶然ですか。4チームというのは。偶然というのは、29プラス4で33で「三重」県に合わせたのかと思ったんですが、そんなことはないんですか。

保健体育課長

偶然だと思います。

丹保委員

それから、今年は沿道を走っていて、白バイの数が増えたなという気がしたんですが、これは去年も今年も一緒ですか。

委員長

その辺の情報はありますか。

丹保委員

白バイがすごく多くて、これは警察にすごく応援してもらっているなど実感として感じたんですが。そのように出たわけではなくて、ただ、私がたくさん見たというだけかもしれませんが。

保健体育課長

その辺のことは聞いておりません。

丹保委員

警察の協力がすごいと思いました。実感しました。本当に関係者は大変だと思いま

すが、陸上というのは金が無くてもできるんですね。もちろん基礎は必要ですが、そういう意味ではすごくいいスポーツだと思いますので、走るのはスポーツのすべての基礎ですから、これで三重県の底上げになるといいんじゃないかと思って、5年後10年後を楽しみにしています。

委員長

そうですね。他にいかがでしょうか、何か感想でもあれば。牛場委員、いかがですか。

牛場委員

本当に子どもたちが成績を追うことによって、スポーツに参加したいという意欲が出てくれば、そしてまた、沿道の応援が年々増えてきていると聞いておりますので、本当に子どもたちの「自分も出たい。」という意欲が湧いてくればいいなと思っております。

委員長

清水委員、いかがですか。

清水委員

マラソンと違って駅伝というのは運営するのに大変な経費がかかりますが、今後も続けていっていただければうれしいと思います。

委員長

本当、続けてもらえればいいなと思いますが、当たり前だけど、これをやった後の振り返りで反省点は何かありましたか。

僕が見ていて思ったのは、繰り上げスタートのチーム数がちょっと多かったというのは、先頭が走り過ぎたせいなのか。とはいえ、あれだけ繰り上げスタートが多くなると、ゴールに入ってきたのが一体何位なのか、すぐ分からないというのがもうちょっとなんとかならんかなと思ったんですが、あれはあんなものなんですか。

保健体育課長

繰り上げにつきましては、この大会は第4と第9区のところで先頭から10分、それ以外のところは5分というルールがありまして、いつもこの駅伝については、そういう繰り上げせずに最後までタスキをつなげていくということがありますが、交通事情やいろんなことがあって、このルールにのっとってやっていくということです。

委員長

今年が特に多かったという感じでもないのかな。あんなもんですかね。

保健体育課長

やはり先頭が速かったというのがあります。

教育長

第4のところでは繰り上げはしなかったですね。

委員長

ちょっと伸ばすような感じが出たんですね。

清水委員

10分超えたけど、そのまま行きましたね。

教育長

あそこはよかったけど、次のところで引っかかってしまいましたね。

委員長

それから、この報告書を見ていて思ったんですが、確かに駅伝の選手として頑張ってくれた人の区間賞というのは全部名前を出して称えるべきだろうとは思いますが、タイムレースで走った、せめてトップとかそういうのも名前を出してあげても、1ページはとらないと思うし、そんなのもあってもいいのかなという気がするんですね。

保健体育課長

また、その辺のところは伝えさせていただきます。

委員長

ぜひ、お願いします。他にございますか、よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 県立高等学校の活性化について（非公開）

教育総務課長及び教育改革推進監が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告4 体罰に係る実態調査の第1次報告について（非公開）

教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。